

赤い羽根共同募金配分金申請団体 各位

安芸太田町共同募金委員会
会長 藤井 幸穂

令和7年度 安芸太田町共同募金委員会 **配分金申請団体募集のご案内**

赤い羽根共同募金委員会では、住民や学校、企業などから募金をお寄せいただいています。募金額の約65%が広島県共同募金会から安芸太田町共同募金委員会へ配分されます。

地域の福祉活動がより一層活性化するように、福祉推進・地域づくり・福祉向上のために活動するグループや団体、自治振興会に配分しますので、希望される団体等は下記のとおり申請していただきますようお願いいたします。

記

- 目的：住民主体の助け合い活動を展開し、地域の課題を解決していく事業の支援を行う。
- 対象：新規の地域福祉事業の実施を優先しますが、既存の事業であっても、より一層地域の助け合い活動へつながる内容であれば対象となります。

- ① 住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるために取り組まれる事業
(高齢者・障がい者世帯の見守り活動・交流事業など)
- ② 子育て支援や児童の健全育成に関する事業
- ③ 高齢者や障がい者の自立した生活や社会参加を促進する事業
- ④ 防災活動など安心して暮らせる福祉のまちづくりに貢献する事業
- ⑤ ボランティア活動の推進事業

※ 町内の社会福祉事業・団体・サロン・ボランティア団体・NPO法人など

- 実施期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日
- 配分上限額：1地域（又は1団体）5万円
- 対象外費用：継続性の乏しいもの、飲食や備品の購入が主目的のもの
- 申請書類：令和7年度安芸太田町共同募金委員会配分金交付申請書
(申請書はホームページからもダウンロードできます。)
- 募集期間：令和7年3月1日～4月15日まで
- 選考方法：審査委員会で内容を検討し、社協理事会(6月)で決定します。
- ※ご希望額に沿えない場合もありますのでご了承ください。また、残金がある場合は返金していただくようになりますので、ご注意ください。

■配分金振込予定日：7月上旬

■問合せ先：事務局 安芸太田町社会福祉協議会 福祉推進課 TEL32-2226

ホームページ (<http://www.akiota-shakyo.jp/>)

